関東地域事業用自動車安全施策2021

<u>I.</u> はじめに

事業用自動車については、乗客の生命、顧客の財産を預かる運送のプロとして、自 家用自動車以上に高度な安全性が求められる。

関東運輸局及び関係業界団体は、平成21年(2009年)3月に国土交通省において取りまとめられた「事業用自動車総合安全プラン2009」及びその後の状況変化を踏まえ平成29年(2017年)6月に見直された「事業用自動車総合安全プラン2020」を踏まえ、関東管内における「関東地域事業用自動車交通事故削減目標」及び当該目標を達成するための「関東地域事業用自動車安全施策」を定めて、事業用自動車に係る事故削減に取り組んできたところである。しかしながら、各モード共に事故件数、死者数は減少傾向にあったが、残念ながら目標最終年である昨年までに、目標を達成することが出来なかった。また、根絶を目標に掲げている飲酒運転は依然として散見されている。

このような中、国土交通省において、令和7年(2025年)までを計画期間とする「事業用自動車総合安全プラン2025」(以下、「プラン2025」という。)が令和3年(2021年)3月に策定された。プラン2025では、重傷者数、各業態の特徴的な事故に対する削減目標が新たに設定されるとともに、依然として発生する飲酒運転、健康起因事故等への対策、先進技術の開発・普及を踏まえた対策、超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携を踏まえた事故防止対策等が盛り込まれている。

このような状況を受け、関東運輸局において、プラン2025を踏まえた関東管内の「関東地域事業用自動車交通事故削減目標」及び「関東地域事業用自動車安全施策2021」を策定し、関東運輸局、関係業界団体及び関係機関が連携し、PDCAサイクルに沿って事故防止の取り組みを推進していくこととする。

Ⅱ. 事故削減目標の設定

確実に事故削減の成果を上げるためには、関係者が共通の目標のもとで一丸となって安全対策に取り組むことが必要である。

プラン2025で設定された目標数に、指標ごとの事故件数に対して関東の占める割合を勘案し、関東管内における、事業用自動車全体目標及び各業態の個別目標の数

値を設定した。

令和7年(2025年)までの「関東地域事業用自動車交通事故削減目標数値」を 次の通りとする。

【全体目標(全モード)】

① 24時間死者数

② 重傷者数

③ 人身事故件数

④ 飲酒運転

55人以下

600人以下

6,340件以下

ゼロ

【各業態の個別目標】

くバス>

① 乗客死者数

② 24時間死者数

③ 重傷者数

④ 人身事故件数

⑤ 飲酒運転

⑥ 車内事故件数:乗合バス

⑦ 負傷事故件数:貸切バス

<u>ゼロ</u>

0人

4 5 人以下

280件以下

ゼロ

20件以下

5件以下

<タクシー>

① 乗客死者数

② 24時間死者数

③ 重傷者数

④ 人身事故件数

⑤ 飲酒運転

⑥ 出会い頭衝突事故件数

ゼロ

5人以下

175人以下

2,700件以下

ゼロ

330件以下

<トラック>

① 24時間死者数

② 重傷者数

③ 人身事故件数

④ 飲酒運転

⑤ 追突事故件数

50人以下

380人以下

3,360件以下

ゼロ

1, 135件以下

Ⅲ. 目標達成のための施策

事故削減目標の達成に向けて、関東運輸局、関係機関及び関係業界の当面講ずべき施策(全体)は、別表の通りである。その中で特に重点的に取り組むべき施策は、次の通りである。

1.「新たな日常」における安全・安心な輸送サービスの実現

(1)新型コロナウイルス感染症拡大に伴う運送労働環境の変化と附帯作業の増加への対応

【関東運輸局】

○ 新型コロナウイルス感染症が拡大する状況においても、運送事業者はエッセンシャルワーカーとして業務の継続が求められ、各事業者団体が感染予防対策ガイドラインを作成し、自主的な感染防止のための取り組みを進めており、運輸安全マネジメント評価を通じて感染予防対策の取り組みを確認し、必要に応じて助言等を実施する。

[NASVA]

○ 適性診断のオンラインカウンセリングを検討し、指導講習の動画配信方式を実施することにより、新型コロナウイルス感染拡大防止の推進を図る。

【各業態共通】

○ 各業態における「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の周知徹底 を実施する。

【バス業界】

- 日本バス協会が作成したバス事業者がとるべき感染予防対策である「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」及び「貸切バスにおける新型コロナウイルス対策ガイドライン」の遵守を、あらゆる機会を通じて徹底させ、非乗務員を含め感染予防対策の徹底を図る。
- PR用のDVD等を活用して、現場における感染防止対策を徹底するととも に、お客様に遵守していただきたい事項等の啓発活動にも努める。
- 国、自治体の助成金等も活用して、感染防止のための機器の整備を推進する。

【タクシー業界】

- エッセンシャルワーカーとしての役割を維持するため、「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」等を踏まえて、各社乗務員教育の中で感染症対策を徹底するとともに、空車時のマスク着用についても引き続き周知を徹底する。(法人タクシー)
- 「個人タクシー事業者における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」 の周知徹底を図る。(個人タクシー)

【トラック業界】

○ 新型コロナウイルス感染拡大から1年以上が経過し、感染防止対策がおざなり

の傾向にもあり、終息も見通せないことから、全会員に新型コロナウイルス感染 予防対策マニュアル(概要版)を再配布し、感染予防の再徹底を図る。

(2) 人手不足の深刻化への対応、働き方改革の推進

【関東運輸局】

○ 旅客自動車運送事業においては、労働生産性の向上、多様な人材の確保・育成に資する、「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」における88の施策について、「直ちに取り組む施策」とされた施策と併せて、その他の施策についても実施可能な施策を随時推進する。また貨物自動車運送事業においては、「ホワイト物流」の推進、「働きやすい職場認証制度」、「標準的な運賃」を通じて、労働生産性の向上、人材の確保・育成、取引環境の適正化に繋がるよう取り組みを推進する。

【各業態共通】

○ 各業態において、「働きやすい職場認証制度」の周知を図るとともに、事業者に対して認証制度のメリットを理解させることにより、より働きやすい労働環境の 実現や安定的な人材の確保を図る。

【バス業界】

○ 東京都の助成事業である「業界別人材確保事業」に参加し、人材支援事業として、運転免許取得支援事業及び業界PRイベント事業を実施することとし、中でも、運転免許取得支援事業を中心に取り組む。また、バス運転者向けの「就職氷河期世代の方向けの短期資格等取得コース事業」を活用し、中長期的な人材確保に取り組む。

【タクシー業界】

○ 深刻化している人材不足を解消するための安定的な人材の確保や、働きやすい職場環境の実現に向けて、「タクシー事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」の目標達成と関係法律施行に対応するため各社へ情報提供するとともに、「働きやすい職場認証制度」、「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」の趣旨を各社へ周知し、参加を促進する。(法人タクシー)

【トラック業界】

- 東京都しごと財団が実施する人材確保支援事業を積極的に活用し、運転免許取得事業を行うとともに、トラック協会においても助成を実施する。またセミナー等を積極的に開催し、標準的な運賃の普及・届出の促進を図る。
- (3)激甚化・頻発化する災害への対応

【関東運輸局】

○ 近年は自然災害が激甚化・頻発化し脅威となっている。運送事業者が被災する ことにより、旅客の移動や貨物の輸送に影響を及ぼすことが想定されるため、運 輸安全マネジメント評価を通じ、運輸防災マネジメント指針に基づいた自然災害 への取り組みに対する評価・助言等を実施し、自然災害への対応能力の向上を促進する。また、運輸防災マネジメント指針の普及啓発のためのセミナーや、防災力を高めるためのワークショップを開催し、事業継続の体制の構築を図る。

【各業態共通】

○ 「運輸防災マネジメント指針」の周知を図り、各業態事業者の災害状況に応じた対応に取り組む。

【バス業界】

○ 東南海地震も想定されている中、大規模震災への対策以外に、近年は、異常気象と思われる豪雨による水害への対応、対策が必須となっているため、日本バス協会により発出された「大規模災害基本対応マニュアル」「大震災発生時の初動対応マニュアル」の周知に努めるとともに、関東防災連絡会の大規模洪水想定に基づく情報共有訓練の対応を通じ、水害対策を展開する。

【タクシー業界】

- 「運輸防災マネジメント指針」の周知徹底及び関係自治体との災害協定等の締結を推進するとともに、震災発生時の交通規制、復旧・救助作業等へのタクシー業界の関与を周知する。特に、風水害発生時の運行継続の可否に関する統一的な基準を確立し、ゲリラ豪雨に遭遇した際の個々の乗務員の判断による避難基準、車内からの脱出方法等の要領を定めて各社へ周知する。(法人タクシー)
- 自治体等と災害時緊急輸送業務等の協定締結を行い、要請に応じて円滑な緊急 輸送に協力する。(個人タクシー)

【トラック業界】

- 「運輸防災マネジメント指針」に係るセミナーを開催し、災害物流専門家の育成促進を図る。
- (4) オリパラ、万博開催等に伴う人流、物流の変化への対応

【関東運輸局】

○ 政府主催の輸送円滑化推進会議及び組織委員会・東京都主催の輸送連絡調整会 議の委員として参画しており、所管業界に対し「2020TDM 推進プロジェクト」へ の協力の呼びかけを行うなど、交通需要低減に向けた対応に協力する。

【各業態共通】

○ 「訪日外国人向けサービス向上アクションプラン」に従ったハード、ソフト両 面での取り組みの推進を図る。

【バス業界】

○ 東京都及び東京都観光財団が推進している「インバウンド対応力強化支援事業」 を活用するなどして、旅行者の受入環境整備に向けた取り組みを推進する。

【タクシー業界】

○ 「訪日外国人向けタクシーサービス向上アクションプラン」に基づく、積極的 な取り組みを推進するとともに、多言語対応タブレットの導入や、スマホアプリ の更なる活用に向けて、行政の補助金制度や関連情報を引き続き各社へ周知する。 都内の交通規制に細心の注意を払い、円滑な運行に努めるほか、タクシーセンタ 一等の外国語検定の積極的な受検を奨励し、万全の「おもてなし」による受け入 れ態勢を確立する。(法人タクシー)

○ 多言語アプリ導入、電話通訳サポート等を活用し訪日外国人の利便性向上を図る。(個人タクシー)

【トラック業界】

○ 協会機関紙にチラシ・リーフレット等を同封し、TDMへの理解・取り組みの 周知を行う。

2. 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶

(1) 飲酒運転事故件数の近年の下げ止まりへの対応

【関東運輸局・NASVA】

○ 飲酒運転の事故件数は、令和2年11件(トラック)が報告されており、依然 として目標としているゼロには至っていない状況である。

更なる飲酒運転の撲滅を図るため、各種講習会や交通安全運動期間等において、 適正な点呼の実施について周知徹底を図るとともに、飲酒傾向の自覚を促す指導 について周知を図る。

○ 飲酒運転等による事故事例を定期的に公表し、各事業者における事故防止の取り組みへの活用及び安全意識の醸成を図る。

【各業態共通】

○ 各業態における「飲酒運転防止対策マニュアル」等を活用して飲酒運転ゼロへ 向けた取り組みを促進する。

【バス業界】

○ 飲酒運転防止対策マニュアルに基づき、出庫時、帰庫時、宿泊時におけるアルコール検知器によるチェックを徹底するとともに、様々な講習会を通じた乗務員への啓蒙を図る。

【タクシー業界】

- 「飲酒運転防止対策ガイドライン」の活用推進を図るとともに、出庫前及び帰庫後点呼時のアルコール検査を確実に実施するよう、各社へ周知徹底する。(法人タクシー)
- 安全対策推進会議、講習会、機関紙等により、飲酒運転撲滅への取り組みを推 進する。(個人タクシー)

【トラック業界】

- 飲酒運転の禁止に係るセミナーを開催し、飲酒運転根絶意識の向上を図る。
- (2)「ながら運転」の増加への対応

【関東運輸局・NASVA】

○ 各種講習会や交通安全運動期間等において、運転中の携帯電話等の使用による 事故事例等を説明し、ながら運転禁止について周知徹底を図る。

【各業態共通】

○ 運転中のスマートフォン等の画像の注視や、携帯電話等を用いて通話する行為 は関係法令違反であることを認識させ、運転中の携帯電話、スマートフォン等の 使用の禁止について指導を徹底する。

【バス業界】

○ ドライブレコーダーの映像等を活用や、アイマークカメラを活用した指導を徹底し、交通事故防止に努める。また、事故惹起者に対する指導・訓練を徹底するとともに、事故原因を調査し、再発防止対策を展開する。

【タクシー業界】

- 関係委員会と連携し、乗務員や乗客から見やすい場所に「ながらスマホ禁止」 ステッカーを全車両へ貼付をするとともに、単にスマートフォンの通話・操作だ けでなく、カーナビやタブレットを「見入る」行為も違反となることを認識させ、 同種違反の絶無を期する。(法人タクシー)
- 講習会・交通安全運動等においてチラシ配布等により、運転中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止を徹底する。(個人タクシー)

【トラック業界】

- 運転者講習会等において、ながら運転の危険性について周知徹底を図る。
- (3) 社会的関心の高まる「あおり運転」への対応

【関東運輸局・NASVA】

○ 近年、ドライブレコーダーの普及に伴い、あおり運転への社会的関心が高まっている。各種講習会等において、あおり運転の悪質性・危険性について講義を行うとともに、あおり運転は重大事故につながる恐れがあることを周知する。

【各業態共通】

○ ドライブレコーダーの装着率の向上を図るとともに、ドライブレコーダーの映像等を活用した教育、広報・啓発を実施する。

【バス業界】

○ ドライブレコーダーの映像を活用するとともに、研修会等において啓蒙を図る。

【タクシー業界】

- 各都県警察と各協会等において締結している協定に基づく取り組みを推進し、 警察への犯罪・事故捜査協力のための映像提供への協力依頼を各社へ周知すると ともに、ドライブレコーダーが正常に作動するか常に機能点検を行うよう指導し、 前後の映像が正常に記録できるようにするほか、車内防犯カメラの設置も促進し て車内の状況を記録し、乗務員自身が「あおり運転」の被疑者とならないよう、 冷静な運転を促す。(法人タクシー)
- ドライブレコーダーの導入促進を図るとともに、講習会等において、あおり運

転となるケースや、あおり運転を受けたときの対応等について啓発する。(個人 タクシー)

【トラック業界】

○ 運転者講習会等において、あおり運転の悪質性・危険性について周知徹底を図る。

3. ICT、自動運転等新技術の開発・普及推進

(1) デジタルトランスフォーメーション (DX) の推進

【関東運輸局】

○ 社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術が急速に進展しているところである。 今後これらの技術が運行管理等に活用されることが考えられるため、必要に応じ て実証実験等に参画していく。

【各業態共通】

○ AIを活用した運行管理システムの普及・促進を図り、通信事業者等と連携した先進技術を取り入れた取り組みを進める。

【バス業界】

○ IOT、AIを活用した点呼や運行管理システムの普及を図るとともに、ドライブレコーダー、アイマークカメラ等により得られたデータを交通安全教育に活用する。

【タクシー業界】

- 「AIタクシー」や、AI機能付きドライブレコーダー装着による事故削減技術の最新情報を各社へ提供、普及促進を図る。(法人タクシー)
- 安全運転の励行・事故防止のほか、KYTに活用や事故処理においての証拠と もなりうることから全事業者へドライブレコーダーの100%導入の促進を図 る。(個人タクシー)

【トラック業界】

- 生産性向上に向けた配車管理システム導入に係る実証実験を行う。
- (2) 自動車の先進安全技術の更なる普及

【関東運輸局】

○ 自動車の先進安全技術は交通事故の削減及び被害軽減に大きな効果が期待されることから、先進安全技術の開発については、必要に応じて実証実験等に参画していくとともに、自動車事故対策費補助金事業における対象機器について普及促進を図る。

【各業態共通】

○ 先進安全自動車の普及拡大を図るとともに、車両周辺の安全装備を搭載した車両の導入を進める。

【バス業界】

○ 衝突被害軽減ブレーキ、ドライバー異常時対応システム等、運転支援装置搭載 車の普及を促進する。

【タクシー業界】

- 行政の補助金情報、自動車メーカーの最新情報を収集、各社へ情報提供するとともに、ASV導入の効果をアピールして更なる先進安全自動車(ASV)タクシーの導入促進を図る。(法人タクシー)
- 車両代替え時において、先進技術搭載車の推奨に努める。(個人タクシー)

【トラック業界】

- 車両周辺の安全確認支援装置、アルコールインターロック装置等安全対策機器 導入に対する導入支援を図る。
- (3) ICTを活用した高度な運行管理の実現

【関東運輸局】

○ 運行管理に活用可能なICTは急速に進展しており、運行管理の質の向上による安全性の向上、労働生産性の向上を実現できる可能性がある。これらの技術の開発について、必要に応じて実証実験等に参画していく。

【各業態共通】

○ ICTを活用した高度な運行管理の普及拡大を図るとともに、確実な運行管理 を推進する。

【バス業界】

○ バスナビゲーション等を活用し、リアルタイムの動態管理ができる運行管理システムの普及を促進する。

【タクシー業界】

○ 関係メーカーの開発状況等、最新動向を調査した情報を各社へ提供し、メーカー商品の運行管理上のメリットデメリットの把握とデメリットの解消が実現した上での、各社への導入促進を図る。(法人タクシー)

【トラック業界】

- 国交省の行う自動点呼(AIロボット点呼)の実証実験に協力する。
- (4)無人自動運転サービスに向けた安全確保

【関東運輸局】

○ 自動運転車両の実証実験にあたっては、使用する車両に対して必要最小限の使用制限を設けることで安全確保を行いながら実証実験をフォローしていく。また、ガイドライン等に基づき、実証運行・本格運行の認可申請等において旅客の利便性の確保等について確認していく。

【各業態共通】

○ 無人自動運転サービスにおけるガイドラインの周知を図るとともに、安全性の

高い自動運転技術の普及・促進を進める。

【バス業界】

○ 国の先進安全自動車 (ASV) 推進計画及びラストマイル走行実現に向けた取り組みに参画し、より安全性の高い自動運転技術の普及等に取り組むとともに、運転者不足や利便性向上等に資する自動運転・ラストマイル走行等、新技術を活用した旅客輸送の安全性の向上等の推進に取り組む。

【タクシー業界】

○ 無人自動運転サービスの意義やガイドラインについて各社へ周知するととも に、技術向上の推移に注視していく。(法人タクシー)

【トラック業界】

○ 運転者不足や生産性向上等に資する自動運転・隊列走行等、新技術を活用した 物流の効率化等の推進の取り組みについて検討する。

4. 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策

(1) 依然として多発する乗合バスの車内事故への対応

【関東運輸局・NASVA】

- 車内事故件数は、令和2年(87件数)が報告されており、高齢の乗客が転倒した場合の負傷の程度が大きく被害が目立っている。各種講習会等において、車内事故の防止の徹底について周知を図るほか、運送事業者に対しバス車両付近での他者の急制動や強引な割り込みが車内事故を誘発すること等について周知を図る。また、関東地区バス保安対策協議会と合同開催している「乗合バス事故防止対策検討ワーキンググループ」において対応を検討する。
- 車内事故事例を定期的に公表し、各運送事業者における事故防止の取り組みへ の活用及び安全意識の醸成を図る。

【バス業界】

- 車内事故防止のために作成した啓発用DVD (動画)等を車内において上映する等、利用者への啓発活動を推進する。
- 発進時の安全確認と車内アナウンスを徹底するとともに、ドライブレコーダーの映像を活用し、飛び出し等への予測運転、防衛運転の励行について研修会等で啓蒙を図る。
- (2) 路線バスにおける車いす使用者に関する車内事故への対応

【関東運輸局】

○ 路線バスにおける車いす使用者に関する車内事故を防止するため、「路線バスに係る車いす事故対策検討会」報告書を踏まえ、関東地区バス保安対策協議会と 合同開催している「乗合バス事故防止対策検討ワーキンググループ」において対 応を検討する。

【バス業界】

- 障害者の方への接遇・介助の基本を習得する研修の受講を推進するとともに、 ドライブレコーダーの映像等を活用し、研修会等で心構えや手順等の再確認を図 る。
- (3) 高齢歩行者の死傷事故への対応

【関東運輸局】

○ 高齢者の交差点等における死亡事故等の事故調査を実施し、事故要因分析検討 結果(事故要因及び再発防止策)を公表するとともに、各種講習会等において周 知する。

【各業態共通】

○ 高齢歩行者の行動特性を配慮した運転を心がける。

【バス業界】

○ 高齢者については、信号無視や直前横断等、予期せぬ行動をすることを前提に、 ドライブレコーダー、アイマークカメラ等の映像を活用し、乗務員への指導・教 育を徹底する。

【タクシー業界】

- 路上寝込み者や徘徊老人発見時の警察への通報と保護活動に関する継続協力と、信号無視や横断禁止場所での横断等、危険予測や「かもしれない運転」を念頭に置き、高齢者絡みの交通事故防止に努めるよう、各社へ周知徹底する。(法人タクシー)
- 講習会・交通安全運動等においてチラシ配布等により、高齢歩行者の行動特性 等の情報提供を行い、安全走行について注意喚起する。(個人タクシー)

【トラック業界】

- 車両周辺の安全確認支援装置の導入支援を図る。
- (4) 高齢運転者事故への対応

【関東運輸局・NASVA】

○ 事業用自動車の運転者についても高齢化傾向がみられる状況であることから、 事業者に対し、適齢診断の受診を徹底するとともに、個々の高齢運転者の運転特 性を把握した上で、運転上の注意事項を的確かつきめ細やかに指導監督し、状況 に応じて適切な措置をとるよう各種講習会等において周知する。

【各業態共通】

○ 高齢運転者の健康状態を注視するとともに、高齢運転者の運転特性を把握し、 適切な運転を指導する。

【バス業界】

○ 高齢者に対しては、SASスクリーニング検査や脳MRI健診の一層の推進の ため、交付金を積極的に活用して、その受診を促進するとともに、「健康管理ハ ンドブック | 及び「心臓疾患対応増補版 | を活用し、健康管理への啓発に努める。

【タクシー業界】

- 警視庁主催の「高齢タクシードライバー講習」への乗務員の積極的な参加と、協会「交通事故防止委員会」委員や各事業所の管理者に見学を促すとともに、管理者の同乗運転による「見きわめ」等、個別指導をするとともに、高齢運転者事故の特徴について周知を図る。(法人タクシー)
- 警視庁主催の「高齢タクシードライバー講習」への参加及び各団体における講習会等で、高齢事業者に対する安全指導等を行う。また、定期健康診断の徹底及びスクリーニング検査の推奨に努める。(個人タクシー)

【トラック業界】

○ 運転者講習会等において、高齢運転者の運転行動や事故事例を踏まえた事故防 止策について周知徹底を図る。

5. 原因分析に基づく事故防止対策の立案と関係者の連携による安全体質の強化

(1) 各業態の特徴的な事故への対応

【関東運輸局】

- 各業態の特徴的な事故について事故調査を実施し、事故要因分析検討結果(事故要因及び再発防止策)を公表するとともに、各種講習会等において周知する。 「特徴的な事故〕
 - ・ 車内事故 (乗合バス)
 - ・出会い頭衝突、路上横臥轢過(タクシー)
 - ・追突事故(トラック)
- 死亡事故事例を定期的に公表し、各運送事業者における事故防止の取り組みへ の活用及び安全意識の醸成を図る。

【バス業界】

- 車内事故防止については、発進時の車内安全確認と車内アナウンスを徹底するとともに、ドライブレコーダーの映像を活用し、飛び出し等への予測運転、 防衛運転の励行について研修会等で啓蒙を図る。
- 交差点右左折時の事故防止については、横断歩道手前の一旦停止による左右 の安全確認を徹底する。
- ターミナルや停留所、信号待ち等から発進する際の直前横断歩行者との事故 防止については、発進時のアンダーミラーの確認を徹底する。

【タクシー業界】

- 各社乗務員教育時において、各業態別の事故の特徴と実情を理解させるための 乗務員教育用教材の活用や、KYT教材を提供することによる危険予知教育の推 進を促すとともに、事故防止責任者講習会やタクシー乗り場での街頭指導等を通 じ、更なる乗務員の安全運転意識の向上を図る。(法人タクシー)
- 安全対策推進会議、講習会等において事故情報の共有及び発生要因調査結果を

基に事故防止の徹底を図る。(個人タクシー)

【トラック業界】

- 事故防止セミナー、運転者講習会等において周知するとともに、車両周辺の安 全確認支援装置等の導入支援を図る。
- (2) 健康に起因する事故の増加への対応

【関東運輸局・NASVA】

- 各種講習会等において、「事業用自動車の運転者に関する健康管理に係るマニュアル」や「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」等を周知し、運転者の健康状態の把握や乗務判断等の確実な実施を図る。
- 健康起因による事故事例を定期的に公表し、各運送事業者における事故防止の 取り組みへの活用及び安全意識の醸成を図る。

【各業態共通】

○ 健康管理に関するマニュアルや健康管理に関する対策ガイドラインの活用を 促進する。

【バス業界】

○ 健康管理ハンドブックの活用、SASスクリーニング検査や脳MRI健診の一層の推進のため、交付金を積極的に活用して、その受診を促進するとともに、点呼時における健康状態の確認を徹底する。また、ドライバー異常時対応システムの導入を促進する。

【タクシー業界】

- 国交省のモデル事業への協力や、関係マニュアル及びガイドラインについて理解を図るため各社へ周知するとともに、各社管理者は日頃より乗務員の健康状態をチェックし、健康起因による事故を惹起する可能性の高い基礎疾患を保有している個々の乗務員の健康状態を管理し、必要に応じて医療機関受診を促すなど、健康起因による事故防止の徹底を図るよう周知する。(法人タクシー)
- 健康診断の受診を徹底し再診、再検等の未受診者に対し個別指導を行うととも に、スクリーニング検査の推奨を図り健康起因事故を引き起こす可能性のある疾 病の早期発見に努める。(個人タクシー)

【トラック業界】

- 健康起因事故防止セミナー、定期健康診断の有効活用と睡眠時無呼吸症候群 (SAS)対策セミナーを開催するとともに、健康診断助成、脳MRIスクリーニング検査助成、睡眠時無呼吸症候群 (SAS) スクリーニング検査助成、血圧計の導入助成を実施する。
- (3) 大型車の点検整備の実施の推進

【関東運輸局】

○ 大型車の車輪脱落事故や車両火災等の車両故障に起因する事故等を防止する

ため、再発防止策を含めた確実な点検整備の実施について、各種研修会等におい て周知する。

【バス業界】

○ 確実な点検整備による車両故障、車両火災、車輪脱落事故を防止する。

【トラック業界】

- 運転者講習会、セミナーの開催により、大型車の点検整備について周知徹底を 図る。
- (4) 運輸安全マネジメント制度を通じた安全体質の強化

【関東運輸局・NASVA】

○ 安全管理規程届出義務対象事業者の拡大に伴い評価対象となった事業者に対する運輸安全マネジメント評価を進めるとともに、防災の視点を加えた運輸安全マネジメント評価を新たに実施する。また、届出義務対象の拡大に伴い評価対象となった貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価が今年度で一巡するとともに、義務拡大以降に許可を受けた貸切バス事業者に対しても安全管理体制の適切な構築を図るため、次年度以降優先的に運輸安全マネジメント評価を実施する。また、運送事業者を対象とした運輸安全マネジメントセミナーを開催し、制度の普及・啓発を図る。

【各業態共通】

○ 「運輸安全マネジメント」制度の普及・促進を図る。

【バス業界】

○ 運輸安全マネジメント講習の実施、貸切バス適正化機関と連携した巡回指導を 徹底するとともに、セーフティーバス制度(貸切バス事業者評価認定制度)の利 用促進を図る。

【タクシー業界】

- 運輸安全マネジメント制度の趣旨及び安全対策の徹底を各社へ周知するとと もに、運輸安全マネジメントセミナーや事故防止責任者講習会等に参加し、交通 事故防止対策に関する問題、課題に積極的に取り組んでもらうことを周知する。 (法人タクシー)
- 協同組合団体等は、その団体長等トップリーダの主導のもと、会員事業者に対し、事故削減に向けた事故防止策等を継続的に取り組み、輸送の安全確保が第一であることを浸透させ、PDCAサイクルを継続的に繰り返し、絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう周知徹底を図る。(個人タクシー)

【トラック業界】

- 運輸安全マネジメントセミナーの開催について周知を図る。
- (5) 監査のあり方

【関東運輸局】

○ 貸切バス事業者に対して国が行う監査業務の対象を、重大事故惹起事業者、警察・労基からの通報事業者、監視対象事業者、内部告発等の問題のある事業者といった社会的に監査実施の要請が高い事業者に重点を置き、集中的な監査と厳格な処分等の措置を講じるとともに、法令違反を是正・改善しない事業者を事業停止又は事業許可の取消処分とするなど、実効性のある監査・処分等を行っていく。その他の事業者に対しては、適正化実施機関が行う巡回指導の実施により、法令遵守状況を確認することで、原則、毎年1回、貸切バス事業者における全営業所の法令遵守状況を確認する。

また、タブレット等を導入することにより、監査事務の効率化を図る。

【トラック業界】

- 適正化実施機関による巡回指導を通じ、運輸支局に対し適正化情報システムに よる迅速な情報提供を行う。
- (6) 初任、経験不足運転者への適切な指導監督

【関東運輸局・NASVA】

○ 初任運転者や経験不足の運転者については安全対策に万全を期す必要がある ため、各種講習会等において、運転者に対する指導監督の告示に基づいた指導の 確実な実施や「ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル」を 活用した運転者教育の実施について周知を図る。

【各業熊共通】

○ 初任運転者等の運転経験が不足している者への指導監督を図る。

【バス業界】

○ 初任運転者、一時帰休等により長期に運転していない乗務員には、運転実技訓 練を実施する。

【タクシー業界】

- 初任、経験不足運転者については、各社管理者にて事故防止責任者講習会等へ 積極的に参加させることや乗務員教育用ドライブレコーダー映像、資料を活用し た安全教育を実施するとともに、危険運転に対応するための指導を徹底すること を周知し、安全運転の重要性を再認識させる。(法人タクシー)
- 新規事業者等を対象とした講習会を開催し、安全研修・営業研修・接客サービス研修等を実施する。(個人タクシー)

【トラック業界】

○ 協会内部において全ト協作成のテキストの充実を図るとともに、専門機関の講師により講習会を行う。

6. 道路交通環境の整備

(1) 道路交通環境の整備

【関東運輸局】

○ バス停車時に横断歩道に車体が掛かる、あるいは、直前直後に信号機のない横 断歩道があるバス停等、交通安全上支障のあるバス停の改善に取り組む。

【各業態共通】

○ 道路環境で事故削減に繋がる意見等を関係者に働きかける。

【バス業界】

○ 横断歩道にバス停留所の一部が掛かったり、直前直後に信号機のない横断歩道があるバス停留所の安全性確保対策について、行政機関、道路管理者、交通管理者、事業者の連携により、積極的に取り組むとともに、バスの走行環境改善に向けて道路管理者、交通管理者に対する要望活動を推進する。

【タクシー業界】

○ 道路管理者、警察、地域住民、運送事業者等による協議体に積極的に参加し、 道路形状や重大事故抑止効果の高い交差点等交通規制の改良に関し、各都県警察 等へ積極的に意見具申する。(法人タクシー)

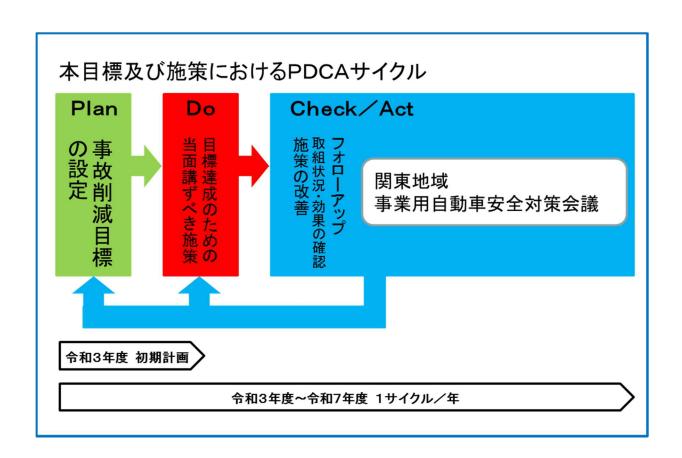
【トラック業界】

○ 渋滯交差点等の要望箇所の情報収集・集約に努める。

Ⅳ. 本目標及び施策のフォローアップ

目標を確実に達成するためには、PDCAサイクルに沿って定期的・継続的にフォローアップすることが重要である。

関東地域事業用自動車安全施策において、目標達成状況等についても可能な限り定量的な指標を用いて確認するとともに、目標達成のために講じる施策について、関東管内での取り組み状況やその効果等を把握・検証し、施策の実施をより実効性のあるものに改善していく必要がある。



V. おわりに

プラン2025を踏まえた「関東地域事業用自動車交通事故削減目標」及び「関東地域事業用自動車安全施策2021」は、令和7年(2025年)を見据えて関東管内の自動車運送事業に関わるすべての関係者の間で共有され、着実に推進されるべきものである。

自動車運送事業の利用者についても、安全に関する意識を醸成させることが必要であるとともに、ルールに従って安全運行を行っている事業者を利用者が容易に識別できるよう、関東運輸局、関係業界団体及び関係機関は安全に関する情報提供の充実を図ることが重要である。